

質問に対する回答書について

工事名) 秋田自動車道 黒沢川橋 (PC 上部工) 工事

質問事項と回答

番号	質問	回答
1	<p>特記仕様書 10-2 工事着手可能時期</p> <p>10-2 工事着手可能時期について秋田自動車道黒沢川橋工事(仮称)黒沢川橋 A1 橋台 令和 9 年 4 月上旬とあり、17-3 工事の部分使用については、黒沢川橋 令和 9 年 9 月になっており、残り 4.5 ヶ月で側径間、橋面工を行うのでしょうか。ご教受願います。</p>	<p>黒沢川橋 A 1 橋台の工事着手可能時期は令和 9 年 4 月上旬ですが、黒沢川橋 P 1 橋脚の工事着手可能時期は令和 7 年 5 月下旬を予定しています。</p> <p>P 1 橋脚からの張出施工は可能ですので、ご質問の通り、令和 9 年 9 月までの残りの期間で側径間 (A 1 側)、橋面工を行うこととなります。</p>
2	<p>特記仕様書 25 補足事項</p> <p>25-1 設計図書の変更及び追加について (2)供用路線(高速道路、一般道)に対する安全対策の追加とあり、技術提案 2-1 の安全対策と同様の内容ですが、矛盾していないのでしょうか。ご教受願います。</p>	<p>25-1 設計図書の変更及び追加について(2)供用路線(高速道路、一般道)に対する安全対策の追加は、黒沢川橋及び黒沢川橋を想定しています。</p> <p>技術提案 2-1 の安全対策については、田代川橋について記載願います。</p>
3	<p>技術提案①性能・機能【提案①-1】で記載されている、隣接工区とは東日本旅客鉄道(株)発注工区を指すのでしょうか。</p>	<p>その通りです。</p>
4	<p>特記仕様書 9-2 で冬季休止期間が定められておりますが、移動作業台車については休止期間も現場に存置すると考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>移動作業台車を休止期間も現場に存置することは可能ですが、貴社の施工計画に基づき、お考え下さい。</p>